

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
1	-	リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
2	-	前の質問（No.1）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	No.1の回答と同じです。 本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
3	-	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	本契約については、債務負担行為になります。
4	-	万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	既に議決された予算額に基づき契約することを予定していることから、契約後、翌年度以降の予算が削減されることは想定していません。 しかしながら、万が一そのような事態になった場合は、質問に記載いただいた御認識のとおりです。
5	-	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業において、予算削減等の影響で契約を解約又は変更したケースはありません。
6	-	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	協議事項とします。
7	-	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	協議事項とします。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
8	-	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	やむを得ない事情による工事遅延、未完工等については、協議事項とします。
9	-	入札保証金や契約保証金は免除でよろしいでしょうか。	入札保証金及び契約保証金については、免除します。
10	実施要領5（3）参加資格に係る書類 キ	本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税となります。
11	-	賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけますでしょうか。	本プロポーザルを踏まえた賃貸借契約となり、定型の書式での契約が困難なため、協議事項とします。賃貸借契約書には、本プロポーザルの公募要領、仕様書、事業者による企画提案書、新座市賃貸借契約基準約款、支払に係る内訳書等を綴ることを想定しています。
12	-	本件にてご利用予定の賃貸借契約書の雛形がございましたらいただくことはできませんでしょうか。	No.12の回答と同じです。賃貸借契約書の書式については、協議事項とします。
13	-	（発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合） 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	No.12の回答と同じです。賃貸借契約書の書式については、協議事項とします。
14	-	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合、受注者は免責としていただけますか。	協議事項とします。
15	仕様書6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	「電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様」と記載ありますが、本事業はリース事業であり「電力供給」を事業者は行わないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
16	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	補助金の交付後、契約変更を締結させて頂くかと存じます。 この際、この契約変更書の内容につきましては、別途協議させて頂く事は可能でしょうか。（万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいのですが、内容を別途協議とさせて頂ければ幸いです。	補助金の交付を前提として賃貸借契約を締結する予定であり、当初から契約変更を想定するものではありません。 万一、補助金の交付がなされなかった場合等の条項の表記について、別途協議事項とします。
17	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	リース期間及びリース期間満了後の太陽光発電設備、蓄電池の使用期間において、市の責めにより補助金の返還が発生した場合、補助金返還リスクは発注者にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 市の責めにより補助金の返還が発生した場合は、市の負担とします。
18	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	本事業はリース期間が10年となっておりますが重点対策加速化事業による交付金に関しては17年の返還リスクがある認識でございます。万一の場合の想定となりますが、リース期間終了後に交付金の返還が生じた場合、事業者への返還リスクは発生しない認識でございますが、認識に相違ございませんでしょうか。	御認識のとおりです。 リース期間終了後における、補助金に係る事業者の返還リスクは発生しません。
19	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「法令・条例等の変更」	「設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」について、負担者が事業者となっておりますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
20	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「維持管理費の上昇」	「維持管理費用の増大」について、負担者が事業者となっておりますが、法令・条例の変更による維持管理費用増大は、提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
21	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「事業の中止・延期」	「発電開始に必要な認可等の遅延によるもの」に関して、事業者負担となっておりますが、例えば電力会社の都合により遅延した場合は、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
22	仕様書 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）	工事の実施について「施設管理者等及び近隣住民近隣住民との調整等は事業者において十分行う」とありますが、具体的にはどのような調整事項がありますでしょうか。調整事項によっては、協議事項とさせて頂くことは可能でしょうか。	調整事項については、協議させていただきます。
23	仕様書 7 責任分担の基本事項	「損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（若しくはこれらと同等の保証内容の他の保険）に加入し」とございますが、地震保険に関しては保険会社の条件もあり加入できない可能性がある為、加入は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。	社会情勢等により、やむを得ない場合は協議事項とします。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
24	仕様書 3 設備工事前の調査・手続 (3) 各種関係手続	「事業期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する」とございますが、この場合の撤去に係る費用に関しては発注者にご負担いただける理解でよろしいでしょうか。	これらの場合における設備の撤去費用は、市が負担します。
25	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「保険」	別紙2「保険」に関して、履行保証保険の保険適用期間はいつからいつまでのご認識でしょうか。また、履行保証保険の加入は必須でしょうか。	保険に加入する場合の負担について示したもので、必須ではありません。
26	実施要領 5 提出書類 (4) 企画提案書 ウ 過去の類似業務実績	類似の実績とは、企業、地方公共団体等が所有する高圧施設に対する太陽光発電設備の導入実績でよいのか。また、実績は貴市における事業実績でなくても足りるものなのか、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わないのか。	公共施設への導入実績を想定していますが、その他の民間施設への導入実績を記載いただいても構いません。また、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績も含めて構いません。
27	仕様書6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様】	仕様書6に「事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でリース事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については、市と事業者で協議の上、定める。」と記載があります。事業期間中に施設の移譲や売却を行う予定はありますでしょうか。また、売却先が官公庁ではなく、民間先を含む場合は施設の移譲や売却などを行う際は事前協議いただけますでしょうか。	事業期間中において、施設の移譲や売却を行う予定はありません。万が一そのような事態が生じた場合は、協議するものとします。
28	仕様書 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする事とございますが、具体的に提出が必要な物はございますでしょうか。	提出が必要な物はありません。
29	仕様書6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	大規模地震、大型台風等の災害発生後は、原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこととございますが、具体的な、しきい値（震度や風速）はございますでしょうか。	具体的な指定はありません。
30	—	補助金を受けて物件を設置する場合、その設備は処分制限財産として扱われる認識でございます。本件は太陽光設備であり法定耐用年数は17年、今回の賃貸借期間は10年且つ満了後は無償譲渡となるため、財産処分のご対応は貴市にてご対応いただける認識でございますが、認識合っておりますでしょうか。	御認識のとおりです。なお、必要に応じて、資料の提供等の御協力をいただく場合がございます。

質問に対する回答【令和8年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
31	—	非常時の蓄電池活用について、どのような利用方法を想定されているか、また必要とされる設備についてお伺いできますでしょうか。	仕様書への適合を前提として、どのような利用が可能かを含めて御提案ください。
32	—	防水改修工事につきまして、各施設で実施された時期をご教示いただけますでしょうか。	①新座市立野寺小学校：平成24年 ②新座市立第五中学校：平成9年
33	—	リース方式の取扱いについて 当方では協力事業者としてリース事業者の活用を予定しておりますが、問題がないかご確認をお願い致します。 また、契約手続きにおいて連名での締結が必要となるかについても併せてお伺いできればと存じます。 さらに、補助金の申請者について、元受事業者となるのか、もしくは協力事業者であるリース会社が申請者となるのか。 また、補助金の授受について、申請者の元受事業者となるのか、もしくは協力事業者であるリース会社となるのか、または受取人を指定することが可能かにつきまして、併せてご確認をお願い申し上げます。	協力事業者としてリース事業者を御活用いただくことについて、問題ありません。 この場合には、企画提案書において、各事業者が担う役割を明記ください。 賃貸借契約は、リース事業者及び市の二者で締結することとなり、連名での契約は不要です。 補助金の申請者は、リース事業者となります。当該補助金については、市から当該リース事業者に交付することとなります。申請者以外の者に補助金を交付することはできません。